

子供医療費窓口無料化

県が議会で初の前向き答弁

11月29日に開催された長野県議会11月定例会の一般質問で石和大議員(信州・新風・みらい)は子ども医療費の現物給付化に伴う国庫負担金等の減額調整措置について国の見直しの動向と県の対応について質問し、答弁に立った山本健康福祉部長は「国が減額調整措置の見直しを行った場合には速やかに検討を行いたいと考えている」と子ども医療費の窓口無料化に向け初めて前向きな答弁をした。

現在長野県の福祉医療助成は、一旦窓口で自己負担分を全額支払い、2,3ヶ月後に登録した口座に振り込まれる、自動給付方式といった償還払い方式となっている。しかし遅れて支払われるこの制度では利用者にとって負担は大きく、保険医協会では現物給付(窓口無料)を求めてきたが、県からは窓口無料の現物給付方式を採用すると国からの補助金が減らされる国民健康保険療養費等国庫負担金の減額措置、いわゆるペナルティを理由に、見直しについては消極的な発言が繰り返されてきた。

このペナルティについて、「ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)」では、「国民健康保険の減額調整措置について見直しを含め検討し、年末までに結論を得る。」とされていたが、11月30日に開催された社

会保障審議会医療保険部会に見直し案が提示された。案は2案ありどちらも見直し対象を未就学児までに限定し、制限を設けないものと、何らかの一部負担金や所得制限を設けている場合に限定するものだ。意見交換では地方自治体関係委員が一致して前者を支持、健保連は後者を支持した。「整理(案)」は12月8日の部会で出された意見をもとに座長の責任で修文され、「取りまとめ」とされる。厚労省は「議論の整理を踏まえ、与党でも議論いただき、年末の予算編成に臨みたい」とした。いずれの場合も、見直しにより生じた財源については、各自治体において更なる助成の拡大ではなく、他の少子化対策の拡充に充てることが求められるとされている。

長野県議会11月定例会で石和議員は、「子どもを産み育てやすい長野県を目指すことは県の目標の一つである。子育てするなら長野県ということをうたっている。もし子育ての為に県外から移住した人がいても今の自動給付方式の制度では戸惑いを覚えるだろう」と発言した。現在償還払い方式を採用している都道府県は長野県を含めわずか6県のみである。後から戻ってくるとはいえ、窓口負担が大変だから受診を控えるという声もある。県当局は、他県に比べて遅れている現況を打開

し、一刻も早く窓口無料化に向け政治決断し、当事者を交えた協議開始すべきである。

減額調整措置見直しの影響額試算(公費ベース)(億円)

	3歳未満	未就学児	小学生以下	中学生以下
制限なし	44	75	100	113
一部負担金あり	13	23	31	35
所得制限あり	7	14	20	23
一部負担金、所得制限ともにあり	2	4	6	7

社会保険審議会医療部会(11/30,12/8)提出資料より項目表記を簡略化した。

来春早々に長野市開催の伊藤公一教授の講演は全2回に変更になり、その第1回目として開催されることになりました。



日時場所は変更なく、内容等は次の通りです。

歯周治療*

歯周外科とSPT*研修会: 日常診療で歯周治療を効果的に行う勘所!【第1回】-診査診断からSPTまで-

日時 1月15日(日) 13:30~

関東信越厚生局のホームページで公開の保険医療機関指定状況から長野事務所関係の医科と歯科の新規指定分(開設管理者の交代や遡及、移動等を除く)を紹介している。11/1~11/30間は、歯科の1件。(氏名敬称略)

保険医療機関の新規動向

関東信越厚生局のホームページで公開の保険医療機関指定状況から長野事務所関係の医科と歯科の新規指定分(開設管理者の交代や遡及、移動等を除く)を紹介している。11/1~11/30間は、歯科の1件。(氏名敬称略)

名 称	診療科名 1	郵便番号	所 在 地	電 話	開設者・管理 者 2	従 事 3	病 床	指 定 日 4
たけむらファミリー歯科	歯 小歯 歯外 矯歯	395-0077	飯田市丸山町1-2-2	0265-48-5855	個人・竹村 尚章	常勤1,非常勤1	無	2016/12/1

1診療科名は略記載。2開設者が個人の場合は開設・管理者は同一。3従事の形態で病院・診療所は医師数、歯科併設は区分明記、歯科診療所は歯科医師数。4指定期間は指定日より6年。

施設基準の歯援診か歯訪診

期限まで3カ月余

診療所の区分	2016年4/1~2017年3/31	2017年4/1~
在宅療養支援歯科診療所 (歯援診)届出	歯科訪問診療料1 866点 歯科訪問診療料2 283点 歯科訪問診療料3 120点	初診時 234点 再診時 43点
歯科訪問診療料の注13に規定する基準(歯訪診)届出		
歯援診・歯訪診のいずれも届出なし		

2016年4月改定において2017年4月以降に歯科訪問診療料1~3を算定するためには2017年3月末日までに「在宅療養支援歯科診療所(歯援診)」又は「歯科訪問診療の注13に規定する基準(歯訪診)」の届出が必要になっていた。経過措置の猶予期限が3カ月余と迫ってきてるので、届出の準備が必要だ。

現在、訪問診療をしていない場合でも、来年4月以降、訪問診療の依頼があつた時に即応できるよう届出を済ませておくことが大切。届出がないと、表のように来年4月からは訪問診療料が「訪問診療料1」の場合840点の請求でなく、初診時は234点(初診料相当)、再診時45点(再診料相当)の請求となってしまう。

本年10月1日現在、長野県の歯科の診療所は1,033(歯科併設17含む)ある

一方、2016年4月以前から「歯援診」のところは、施設基準の一部改正(訪問診療の割合が0.95未満か否か)で添付書類の記載事項が一部変更、このため「再届出」が必要になっていた。この期限も同じ。既存のほとんどのところは0.95未満の「歯援診」での再届出となるはずだ。もっぱら訪問診療が専門の形の「歯援診」は稀とみられる。2016年4月1日以降に「歯援診」になったところは新たな基準で受理されているので、再届出の必要はない。

なお、「歯援診」の再届出の研修部分に関して疑義解釈が出ているので参照されたい。

様式21の3の2

歯科訪問診療料の注13に規定する基準の施設基準に係る届出書添付書類

歯科訪問診療の実施状況(届出前1月間の実績)

歯科訪問診療の患者数 ①_____人

外来の患者数 ②_____人

歯科訪問診療を実施した患者数の割合 ①/(①+②)=_____…(A)

※(A)が0.95未満である場合 当該基準に適合

【記載上の注意】

※(1)については、歯科訪問診療料(歯科訪問診療1、2又は3)を算定した人数、

②については、診療所で歯科初診料又は歯科再診料を算定した人数を記載すること。

※(1)、(2)とも延べ人数を記載すること。

上の添付書類で歯科訪問診療の患者数がゼロでも届出ができる。

「疑義解釈資料の送付について(その8)」(事務連絡 平成28年11月17日)より

(問6)「疑義解釈資料の送付について(その2)」(平成28年4月25日付け事務連絡)において、在宅療養支援歯科診療所の施設基準の再届出を行う際に、研修の受講者に変更がない場合は、研修会の修了証の写し又は最初に届出を行った際の副本の写しは不要であるとなっているが、様式18の「3.高齢者の口腔機能管理に係る研修の受講歴等」の欄に受講歯科医師名、研修名、受講年月日、研修の主催者、講習内容等を記載することが必要か。

(答)研修受講歯科医師に変更がない場合については、受講歯科医師等の記載は不要である。この場合においては、「講習の内容等」の欄に、最初に届出を行った際の受理年月日(様式の副本に押印されている年月日)を「歯援診受付年月日」と記載すること。受付年月日が不明な場合は、算定開始年月日を記載し、「歯援診算定開始年月日」としても差し支えない。

なお、算定開始年月日については、地方厚生(支)局のホームページを確認されたい。

場所 長野市生涯学習センター4F とその応用 メインテナンスとSPT
会員及び会員医療機関スタッフ無料 の違いとその重要性について 4月以降
申し込み受付中(電話026-226-0086) で実施します。

第2回は歯周外科手術の基本式